



鳥取県公報

平成18年3月1日(水)
号外第24号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 県道の区域の変更 (113) (道路企画課) 1
県道の供用の開始 (114) (〃) 1

告 示

鳥取県告示第113号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成18年3月1日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成18年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
秋里吉方線	変更前	鳥取市西品治字土手外ノ三853-1地先から同市古市字行徳廻土手ノ外395地先まで	6.8~46.5	1,408.0
	変更後	鳥取市西品治字土手外ノ三853-1地先から同市古市字行徳廻土手ノ外395地先まで	6.5~46.5	1,413.0
		鳥取市西品治字土手外ノ三495-2地先から同市行徳二丁目919地先まで	6.8~10.5	1,171.0
		鳥取市行徳二丁目923地先から同市行徳二丁目811地先まで	6.9~10.9	131.0

鳥取県告示第114号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成18年3月1日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成18年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
秋里吉方線	鳥取市西品治字土手外ノ三853-1地先から同市古市字行徳廻土手ノ外395地先まで	平成18年3月1日
	鳥取市行徳二丁目923地先から同市行徳二丁目811地先まで	